

論文要旨

経営学研究科経営学専攻

アカウンティング・ファイナンスコース

長谷川 信隆

所得税法、法人税法及び相続税法では、非上場株式の譲渡又は贈与の時ににおける「時価」は、資産の移転事由が生じた時ににおける「客観的交換価値」とであると解釈されている。ここでいう「客観的交換価値」とは、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間において自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額であり、いわゆる「市場価格」をいう。しかし、非上場株式の取引は不特定多数の当事者間で行われることは少なく、行われたとしても利害関係がある取引先との取引であることが多い。

非上場株式の評価を巡っては、納税者と課税庁との間で紛争になることが多い。納税者と課税庁それぞれが自ら信じる「時価」を主張し、国税不服審判所や裁判所もまたそれぞれが信じる評価額を「時価」として決定を下している。場合によっては、国税不服審判所、第一審（地方裁判所）、第二審（高等裁判所）又は第三審（最高裁判所）それぞれにおいて異なる評価額を「時価」として決定する場合がある。

一方、後継者への事業承継、経営陣が株式を買い取るMBO（management buyout）又は合併や分割などのM&A（merger and acquisition）など、非上場株式を巡る取引がますます増えているにも関わらず、紛争が多いことや評価方法が複雑なことから、取引に消極的となる場面が多くみられる。

非上場株式の「時価」、特に「税法上の時価」の評価を困難にする要因を三つ挙げることができる。第一に、非上場株式の原則的評価方式と言われる類似業種比準方式と純資産価額方式が複雑なことを挙げるができる。第二に、非上場株式の評価方式には原則的評価方式と例外的評価方式があるが、一つの株式に対して2つの異なる評価方式がいずれも適正な評価額として税法上認められていることを挙げるができる。第三に、非上場株式の取引には、個人・法人間での取引や相続税、所得税又は法人税など異なる税目間での取引といったクロスセクション取引での課税関係が生じることを挙げるができる。

本論文は、非上場株式の「税法上の時価」を評価することを困難にしている上記三つの要因を中心に検証した上、「非上場株式の評価における問題点」を提起し、今後の課題と解決策の提案を試みたい。

第1章「非上場株式に係る基本事項」では、本論文全般の理解のため、まずは非上場株式に係る基本的事項を確認する。ここでは税法上の非上場株式の定義に触れた上で、非上場株式の発行会社と株式の所有者にどのような態様があるのかを紹介する。また、株式の譲渡時又は贈与時の時価を評価する際の基本となる相続税法上の評価方式を整理する。

第2章「非上場株式の譲渡時又は贈与時の時価の概要」では、非上場株式の譲渡又は贈

与を行う取引の主体、各税法ごとの課税方式の違い又は各税法上における時価の諸規定がどのように取扱われているのかを確認する。

第3章「具体的な株式取引における時価」では、非上場株式の譲渡又は贈与が行われた場合、特にクロスセクション取引が行われた場合の具体的な規定を紹介する。例えば、個人と法人間の取引や異なる税法間での取引が発生した場合にどのような部分に留意すべきなのかを検証する。

第4章「財産評価基本通達による評価を巡る紛争事例」では、非上場株式の紛争事例を紹介し、非上場株式の取引ではどのような紛争が起きていて、国税不服審判所や裁判所はどのような見解を持っているのかを考察する。

第5章「非上場株式の評価における問題点」では、これまでの考察内容を踏まえて、現在の非上場株式の評価における主な問題点を五つ紹介し、非上場株式の今後の課題を提起する。